２０１９年度液化石油ガス販売事業者等立入検査結果について

令 和 ２ 年 ３ 月
関東東北産業保安監督部
東 北 支 部 保 安 課

当支部では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第８３条第１項及び第２項の規定に基づき、毎年度、当支部所管の液化石油ガス販売事業者の販売所及び保安機関の事業所に対し、立入検査を実施している。

２０１９年度は、「２０１９年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（平成３１年３月８日付け 20190306 保局第１号）における要請事項への取り組み状況の確認を主眼に、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「液化石油ガス販売事業者等」という。）における、保安業務の契約及び実施状況、供給設備の技術上の基準の適合状況、保安教育の実施状況、業務主任者が行う職務の実施状況、帳簿の記載状況等の確認を重点確認項目として立入検査を実施した。２０１９年度の液化石油ガス販売事業者等立入検査の概要は、以下のとおりである。

Ⅰ　立入検査の実施について

１．実施時期　　２０１９年６月～２０２０年２月

２．実施件数　　販売事業者 兼 保安機関　　９販売所（９事業者）
　　保安機関　　５事業所（５事業者）
　　計　　１４事業所（１４事業者）

※販売事業者は、全て保安機関を兼ねており、立入検査では保安機関の業務についても検査している。

３．実施内容　　・販売事業者の販売所及び保安機関の事業所において、業務主任者等の立会のもとに帳簿等の検査及び貯蔵施設等の現場確認を実施。また、一部、一般消費者宅に置かれている供給設備の管理状況等について現場確認を実施。
　　・検査の結果、保安の確保のため必要と認めた事項について、改善措置の実施等を指導。

Ⅱ　２０１９年度液化石油ガス販売事業者等立入検査における指摘事項（項目別）

No.	項目	主な違反内容	件数
【 販売事業者の業務 】			
1	基準適合義務（法第 16 条）	貯蔵施設の技術基準不適合 （換気口の通風可能面積が不足）	1
2	基準適合義務（法第 16 条の 2）	供給設備の技術基準不適合 （容器から 2m以内にある火気をさえぎる措置を講じていない等）	4
【 保安機関の業務 】			
1	保安業務（法第 27 条）	容器交換時等供給設備点検結果の通知の不備 （技術基準に適合していないものの通知漏れ）	1
	合　計		6